



2024年5月13日

各位

会社名 太陽ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤英志
(コード:4626 東京証券取引所 プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 CFO 富岡さやか
(TEL 03-5953-5200(代表))

執行役員等に対する事後発行型譲渡制限付株式交付制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の執行役員(上席専務執行役員を除き、執行役員処遇の当社の使用人のうち当社との間で委任契約を締結している者を含みます。以下「執行役員等」といいます。)に対する事後発行型譲渡制限付株式交付制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、執行役員等に対し、本制度に基づき当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)を付与することにより、当社への帰属意識と経営参画意識を持たせ、長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ること及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とします。

2. 本制度の概要

本制度は、当社があらかじめ設定した支給対象期間において当社の執行役員等であった者に対し、当該支給対象期間満了後、本株式を交付するための金銭債権を支給し、その支給を受けた者が、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込みをすることと引き換えに、本株式について新たに発行又は処分(以下「本割当」といいます。)を受ける制度です。

なお、本割当日時点において日本国内非居住者の執行役員等については、本株式の交付に代えて金銭を支給します。

(1) 執行役員等に対して発行又は処分される株式の数

本制度に基づき執行役員等に対して新たに発行又は処分される本株式の数は、役位に応じて当社の取締役会で決定します。

(2) 事後発行型譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度による本株式の発行又は処分に当たっては、当社と執行役員等との間において、以下の内容を含む事後発行型譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

- ① 一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を全部又は一部を無償取得すること

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき割当てられる本株式1株当たりの払込金額は、本株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。)を基礎とし、執行役員等に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

3. 本制度の導入時期

本制度の導入は、2024年7月1日を予定しており、2024年7月1日から2025年6月30日を初回の支給対象期間とし、2025年7月頃に、本制度に基づく初回の本株式の割当てを予定しています。

(ご参考)

当社は、2024年6月15日開催予定の当社定時株主総会において、当社の業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬制度、業績連動株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度(以下「取締役報酬制度」といいます。)の設定に係る議案のご承認をお願いする予定であり、当該議案が原案どおり承認された場合には、当社の上席専務執行役員に対し、取締役報酬制度と同様の業績連動金銭報酬制度、業績連動株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以上